

事務所通信

2011年11月号 No.77



(秋の根知)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 会社リスクの見直し | P4 |
| …お金が寄ってくる財布、逃げていく財布 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 扶養控除について | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 社会保険業務の1年 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

お金が寄ってくる財布、逃げていく財布

ビックリするくらいお札がきれいに揃うお金持ちの財布

笑いと言えば「吉本興業」だが、大阪には、もう一つ有名な「吉本」がいます。大阪・梅田の中心部に建つ大阪マルビルのオーナーで、日本有数の資産家、吉本晴彦氏です。ケチを真髓とする「**大日本どケチ教**」の教祖としても知られています。どケチで大金持ちの吉本の財布は、どうなっているのかご存じでしょうか。

お札は金額別に、一万円札、五千円札、千円札がきちんと分けてあって、金額の大きいお札順に並べられています。しかも、どの札も同じ向きになるように天地左右、裏表がきれいにそろっています。凸凹していたり、はみ出したりしているお札は一枚もありません。びっくりするくらい整っています。もっとよく見ると、お札の表側は財布の内側にくるように並んでいます。お札は、財布にやさしく包み込まれるようにしておさまっているのです。お札ばかりではありません。小銭も、仕切りのある財布なら、五百円、百円、十円、一円ときちんと分けて入れてあります。お金持ちは、お金の取り扱いに几帳面なのです。買い物などでお釣りをもらったときにも、所定の位置、所定の向きにきちんと入っています。どんなふうに出し入れをしても、常に整理整頓されているのがお金持ちの財布なのです。

お札が乱雑な財布は入りも多いが出も早い

こんなふうにお金に神経を使うのは、お金を「大切なもの」と思っている心情の表れです。大切に思っているから、大切に扱うのです。それがよくわかるのが銀行です。銀行の窓口でトレイに入って出てくるお金は、決してバラバラになっていません。お札は金額別になっていて、それぞれ上下、左右、裏表みなそろっています。一枚として例外はありません。小銭は、お札の上に分類され、乗せられて出てきます。お金を大切に扱うという銀行の基本が徹底されているのです。お金を大切にすることは、お金から見れば大切に扱われることを意味します。大切に扱ってくれる人のそばに行きたくなるのは、人間もお金も同じです。お金は、財布の中をきちんと整理している人、お金を大切にすることに寄ってくるのです。

折りたためる財布では手持ち二十万円が限度

財布には、二つに折りたたんで使うものと、そうでないものがあります。お札には、折りたためる枚数に限度がある。十枚、二十枚なら折りたためるが、三十枚以上はむずかしい。このことから考えると、折りたたみタイプの財布を使っている人は、多くても二十万円以内の現金を持ち歩いている人です。それ以上の現金を持つ人は、お札をピンと伸ばしたまま入れられる、折りたたまないタイプのものを使うでしょう。さらに、財布に入らないくらい多くの現金を持つ人は、セカンドバッグにお札を入れて持ち歩いています。こんなところからも、お金持ち度をかいま見ることができます。財布の中身という取るに足りないように見える違いが、お金持ちと、そうでない人との違いにつながっています。

たかが財布、されど財布。お金は、こんなところからも、あなたを品定めしているのです。



扶養控除について

- (1) 年少扶養親族(年齢16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。扶養控除の対象となるのは年齢16歳以上の扶養親族のみとなりました。ただし、年少扶養親族でも扶養控除以外の控除は今までと変わりません。
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の扶養控除は上乗せ部分(25万円)が廃止され控除額が38万円となりました。特定扶養親族(63万円控除)の範囲が年齢19歳以上23歳未満の扶養親族となりました。
- (3) 同居特別障害者控除が75万円、特別障害者控除が40万円となりました。扶養控除や配偶者控除に同居の35万円を加算する措置がなくなり、同居の特別障害者控除が75万円になりましたので、控除額は今までと変わりません。

【 参 考 】

○ 改正前後の扶養控除の適用関係(赤字部分が改正になりました)

扶養親族の年齢	改正前(22年分まで)		改正後(23年分から)		
	扶養の区分	控除額	扶養の区分	控除額	
0～15歳	年少扶養親族	38万円	扶養控除対象外		
16～18歳	特定扶養親族	63万円	一般扶養親族	38万円	
19～22歳			特定扶養親族	63万円	
23～69歳	一般扶養親族	38万円	一般扶養親族	38万円	
70歳～	老人扶養親族	同居	老人扶養親族	同居	58万円
		以外	以外	以外	48万円

○ 障害者等がいる場合の控除額の加算額

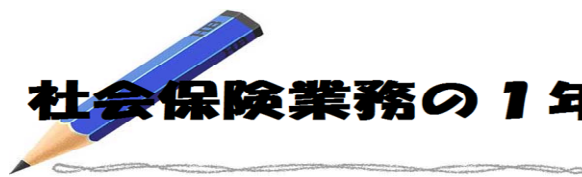
同居特別障害者	一人につき	75万円
同居以外の特別障害者	一人につき	40万円
一般の障害者、一般の寡婦、寡夫、勤労学生	該当につき各	27万円
特別の寡婦		35万円

※ 不明のこと等ありましたら、事務所までお問い合わせください。

< 齊 藤 >

社会保険業務の1年

社会保険業務の1年



会社で行う社会保険の事務は、毎年または毎月行わなければならない「定例的な事務」と、事務を行わなければならない理由が発生したときに行う「その都度の事務」に分けることができます。

定例事務

労働保険料（労災保険料と雇用保険料）は、前年前払いをしていた概算保険料と前年度の確定保険料との差額を精算し、納付する手続き、「**年度更新**」があります。

健康保険と厚生年金では、保険料や保険給付の計算の基準となる、標準報酬月額を決めるための事務があります。毎年1回全員の標準報酬月額を見直し、再決定する手続きが「**定時決定**」（→**算定基礎届**の提出）です。

その都度の事務

新入社員が入ってきたり、退職者がいる場合など、社員の移動があったときは、資格の取得や喪失の届出事務が必要となります。

また、定時決定は年に1回ですが、給与が昇給などによって大幅に変わったときには「**随時改定**」と言う見直し手続き（→**月額変更届**の提出）が必要です。

この他、保険事故が発生した場合には、保険給付を受けるための事務が必要となってきます。

4月	新入社員の被保険者取得届 健康保険・厚生年金・・・5日以内 雇用保険・・・・・・・・・・翌月10日まで
	定期昇給 年度更新(4/1～5/20)
5月	労働保険料1期分納付(5/20)
6月	賞与支払届(5日以内)
7月	月額変更届 算定基礎届(7/1～7/10)
8月	月額変更届による 保険料徴収額の変更 労働保険料2期分納付(8/31)
10月	算定基礎届による 保険料徴収額の変更
12月	賞与支払届(5日以内) 労働保険料3期分納付(11/30)



< 丸 田 >

会社のリスク見直し

もう一度、会社(私)のリスク、見直してみませんか？



★ 企業が抱えるリスクの例

経営リスク	法務リスク	不法行為・詐欺・横領・コンプライアンス違反
	労務リスク	労働災害・セクハラ・役員、従業員の不祥事、過失・差別行為・労働紛争・ストライキ
	財務リスク	資金不足・取引先倒産による貸倒・M&Aなど
災害・事故リスク	自然災害リスク	地震・台風・水害・落雷・噴火・雪害・伝染病・感染症
	事故リスク	設備、施設の破損や焼失・交通事故・労災事故・コンピュータウイルス
政治・経済リスク	政治リスク	法律改正・税制改正・政策変更・国内外の政情不安・紛争
	経済リスク	景気変動・為替、金利などの変動・地価変動・原料高騰による供給不足、途絶
	社会リスク	市場ニーズの変化・風評被害・不買運動

日本の在外公館や衆議院へのサイバー攻撃が相次いで発覚！

記録的な大雨で被害が広がっているタイの洪水、長期化のおそれ！

日本は地震発生率が異常に高い！いつ、どこで地震が起きてもおかしくない国！

要注意！確率が低い場所でも巨大地震は突然来ます。

災害時はパニックより「大したことはない」という心理の方が危険です。

< 広川 >

Q1

月の中で通勤距離が変更となった交通用具を使用している従業員に対して、その変更月の通勤手当の非課税限度額の取扱いはどのようになりますか。

《具体例》通勤距離が 20km から 30km に変更となった者の通勤手当

A1

変更月の非課税限度額は、変更前と変更後の通勤距離のうちいずれか長い方の通勤距離(具体例の場合には 30km)に応じた金額として差し支えありません。

Q2

アルバイトに支給する通勤手当のうち非課税とされる部分の金額は、所得税法上非課税限度額として規定されている一定の金額(月額)によりますか、それとも、勤務日数に応じた日割額によりますか。

A2

通勤手当の非課税限度額については、日割額ではなく月額で判定します。

いわゆるアルバイトやパートタイマーのように、断続的に勤務する者に支給する通勤手当であっても、日割額によるべき旨の規定はなく、通勤手当のうち非課税とされる金額は、その勤務する者にその月中に支給する通勤手当の合計額のうち、所得税法施行令第 20 条の 2 各号に非課税限度額として規定されている額に達するまでの金額となります。

参考：国税庁HP

< 堀 田 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
11月22日(火) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 人前であがらずに話す法	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	ファーストアドバンテージ㈱ 酒井とし夫 先生	1,000円
11月25日(金) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 「一日公庫」	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	日本政策金融公庫 高田支店	—

お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計**でお困りの方、**企業経営**について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。

会社の広告お手伝いします!!

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

睡眠

人はなぜ、毎日眠らなくてはならないか。体はよこになるだけで疲れが取れるが、脳は眠らないと回復しない。脳を使って生じた疲労物質や、消費した脳内物質を補給するために睡眠は必要なののである。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より (担当: 倉又)





休日カレンダー



11月(霜月) November

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 文化の日	4	5 倉又・村井
6	7	8	9	10	11	12 堀田・広川
13	14	15	16	17	18	19 山口・丸田
20	21	22 テルモ経営研究会	23 勤労感謝の日	24	25 一日公庫	26
27	28	29	30			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



11月の税務

- 11月10日 平成23年10月分源泉所得税・住民税の納付
- 11月15日 所得税予定納税額の減額申請
- 11月30日 平成23年9月決算法人の法人税等・消費税の確定申告
平成24年3月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
平成24年6月、平成23年12月決算法人の消費税の中間申告、納付

あとがき

先日、「マイコミ平良かったよ」という話を聞きました。普段行くことができない、ジオサイトのマイコミ平ツアーがあったそうで、私も以前から行きたいと思っていた場所でした。

糸魚川がジオパークに認定されてから2年たちましたが、24あるジオサイトにまだ行っていないところがいくつかあります。

紅葉のきれいなこの時期に、ジオサイトをめぐり糸魚川の自然を満喫できたらいいなと思います。

池原